

平成二十二年三月一日提出
質問第一八六号

性同一性障害者の実態調査に関する質問主意書

提出者
馳
浩

性同一性障害者の実態調査に関する質問主意書

二月二十六日付の産経新聞によると、「埼玉県内の公立小学校が、性同一性障害と診断された二年生の男児（八）に、女児として学校生活を送ることを認めたとを受け、県教委が県内の小中高校などを対象に調査したところ、性同一性障害についての相談が児童・生徒から十数件寄せられていたことが、二十五日、分かった。」とのことである。続けて、「県教委では小二男児のケースを受け、公立の小中高校（さいたま市を除く）と特別支援学校を対象に調査した。」とある。

しかし、「学校現場で、心と体の性が一致しない性同一性障害をめぐる問題について、都道府県教委が対応を検討することは珍しい」ことであるのが実情である。

そこで、次の事項について質問する。

- 一 埼玉県以外の都道府県においてこのような実態調査を行っているか、情報の開示を求める。
- 二 性に関する問題は個人の人格権に関する問題であり、非常に重要な事項であるので、全都道府県において実態把握をしていることが必要である。一において実態調査を行っていない都道府県があるならば、今後実態調査を行うよう指導・助言等していくことが必要ではないか、政府の見解を問う。

三 また、同新聞によると「今後、県教委の関係各課の担当者を集め、相談の具体的な内容や、児童・生徒が学校にどのような対応を求めているのかなどを調査した上で、有識者や医師を交え対応策を練る検討会議の設置も検討する。」とある。

このような取り組みに対して、国として援助等する意向があるか、政府の見解を問う。

四 また関連して、性別適合手術や性別ホルモン投与・通院費等の費用は保険適用外であり、すべてが自費である。このような性同一性障害への対応の費用は保険適用すべきではないか、政府の見解を問う。

右質問する。